平成２３年（フ）第９８号
長崎県佐世保市有福町4184番地２
債務者　松田　忠義
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
長崎県佐世保市原分町1763番地３
債務者　佐々口洋子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
静岡県磐田市福田1537番地　カナディアンハイツ101号
債務者　大庭　光芳
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
静岡県浜松市東区篠ケ瀬町1381番地の１
債務者　平野　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１５３９号
千葉県船橋市習志野台６丁目13番20号
破産者　黒沢　　勝
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４１４号
千葉市花見川区花見川２番22棟401号
破産者　宮内　真樹
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５１４号
千葉市花見川区こてはし台２丁目１番８号
破産者　眞野　和男
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６３３号
千葉市花見川区横戸台37番地13
破産者　有限会社鍛冶リース
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７２５号
千葉市若葉区桜木８丁目15番20号
破産者　株式会社昭和コンサルタント
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７４４号
千葉市若葉区高品町1589番地６　日神パレステージ高品公園207号
破産者　山田明淑こと　池　　明淑
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３７２号
京都府京田辺市三山木垣内16番地
破産者　株式会社エステック
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
茨城県下妻市柳原504番地の１
破産者　有限会社日成運輸
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１６２６号
千葉市若葉区愛生町157番地の２
破産者　有限会社ホシナ損保サービス
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６４５号
千葉県市原市玉前1295番地の５
破産者　上野　哲男
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６９４号
千葉県習志野市東習志野６丁目５番２号
破産者　成岡　典樹
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２６号
神奈川県厚木市まつかげ台16番16号
破産者　株式会社エコノクリーン湘南
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３２１２号
名古屋市熱田区三本松町21番15―904号
破産者　有限会社藤十
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２２号
大阪府泉南郡熊取町小谷北２丁目４番１号、前本店所在地大阪府泉佐野市下瓦屋301番地
破産者　株式会社エリック
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８２３号
大阪府泉佐野市鶴原1435、住民票上の住所大阪府貝塚市三ツ松1678番地２
破産者　柿本　幸治
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９０７号
大阪府泉佐野市りんくう往来北１番りんくうゲートタワービル
破産者　東陽ホームエンジニアリング株式会社
（旧商号株式会社廣井建設）
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係